

構造改革徹底推進会合
「第4次産業革命」会合（第1回）

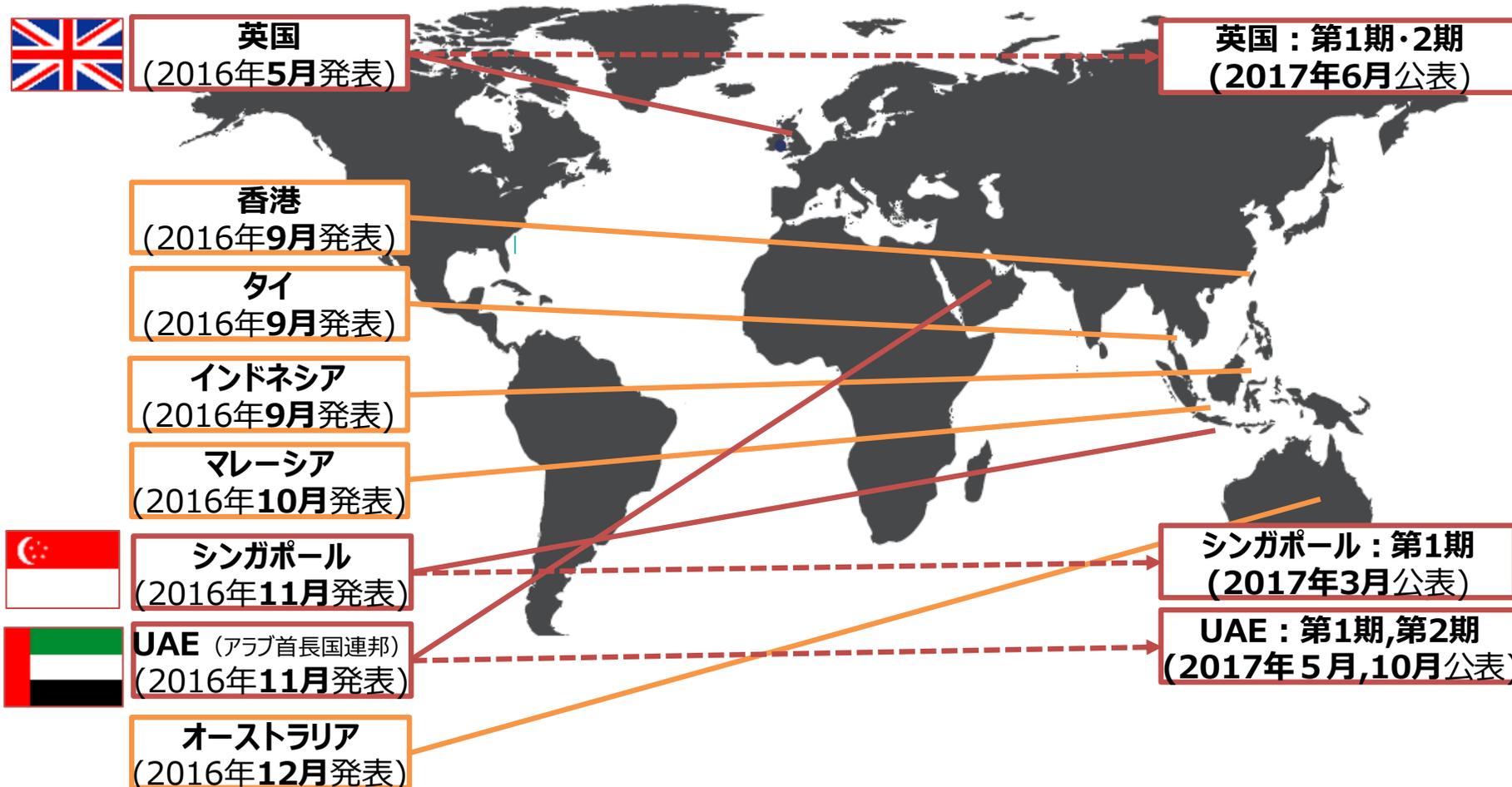
規制の「サンドボックス」制度について

内閣官房日本経済再生総合事務局

平成29年11月8日

「Regulatory Sandbox」を巡る諸外国の情勢

- 公的機関による規制のサンドボックス制度は、特に、FinTechでは、既に8カ国（英国、シンガポール、豪州、香港、マレーシア、タイ、インドネシア、UAE）で創設。審査・公表例も出始め。
- その案件発掘のために、制度創設のみならず、FinTechカンファレンス主催に絡めた有力事業のリクルーティング、さらに各国で当局サンドボックス担当同士が連携を深めている状況。



「第4次産業革命の推進」を巡る諸外国の情勢

- 世界各国で、第4次産業革命の新技术・新事業を自国に引き込むための国際競争が激化。サンドボックス制度を有する国家間での新技术確保・人材確保の競争が始まっている。
- サンドボックス制度がなくとも、置かれた規制環境を利用して、実証・実験のハブとなろうとしている国も存在する。
- 日本も早急に対応しなければ、新たな技術の社会実装に後れをとる事態に。

【政府】：国際競争を勝ち抜くサンドボックス制度

- UAE（アラブ首長国連邦）サンドボックス制度運営主体のADGM（アブダビグローバルマーケット：政府系国際金融センター）CEOには、シンガポール証券取引所、シンガポールMAS(金融監督庁)等で実績あるRichard Teng氏を招致し、FinTechを中心とした技術系スタートアップ企業を世界中から取込む。
- UAEサンドボックス公表企業は、UAE、英国、カナダ、印、伊、レバノン、サウジアラビア、モーリシャス、シンガポール籍と多様。
- FinTech新事業（不動産小口証券化）をエストニアで成功、世界的に有名な日本のCrowd Realty社は、シンガポール、香港、UAEとサンドボックス利用に向けた協議・調整を行っている。

【政府】：国家そのものが実証に寛容、産業化に熱心

- ルワンダ、カメルーン、マラウイ、南アフリカ、ケニア、ガーナなどのアフリカ諸国は、観光、保健サービス、電子商取引へのドローンの利用及び実証を推進。世界の試験場としての地位を確立。資金調達も増加傾向。
- 欧米企業に限らず日本のベンチャー企業でも、ルワンダやガーナでドローンを実証、タンザニアを拠点に全世界へ輸出・販売し、シンガポールで株式上場するというコースを目指し、実証を進めている例が存在。
- 中国深セン製造ドローンの世界シェアは9割超。官民挙げて開発・実証・産業化に本腰。99%が欧米・香港輸向け。輸出額(2015)は前年比7倍の4億7200万ドル。



現行制度の課題

- これまで、産業競争力強化法に基づく、企業実証特例制度やグレーゾーン解消制度において、企業単位の規制改革を推進。
- 一方、イノベーションの社会実装をスピーディに進めるに当たり、これら既存制度には、以下の点が大きな課題。
 - 規制当局は規制改革に必要なデータ等が証明されなければ、規制改革に踏み切れない
一方、事業者は規制の存在のために試行錯誤できず、制度改革に必要なデータ等を取得できないという悪循環が生じており、実証による政策形成を目指すプラットフォームが不在であったこと
 - 実証事業として必要な対象、期間、リスク管理体制などの方法論が明確でなく、調整に多大なコスト・時間を要すること
 - 企業による実証をハンズオンで支援する体制の構築が望まれること



イノベーションの成果を新たな付加価値の創出に繋げるためには、トライ&エラーを繰り返すことで規制改革のためのデータを取得する社会実証を積み重ねることが不可欠。

- 従来の政策手法では国際的にも大きく立ち遅れガラパゴス化の懸念。「実証による政策形成」に舵を切り、参加者や期間を限定して、実証内容とリスクを説明した上で、「まずやってみる」ことを許容する枠組みを創設することが必要。
- その際、イノベーションの社会実装をスピーディに行うため、政府横断的に強力に推進する一元的な体制を構築することが必要。

規制の「サンドボックス」制度について（検討の方向性）

（サンドボックス制度の目的）

- 新しい技術やビジネスモデルについて、より合理的な規制手法の在り方をスピーディーに検証・追求するプロセス

（実証の法的位置づけ）

- 新たな技術やビジネスモデルが出現した場合において、一定の手続きの下、対象となる規制が適用されない環境の下で社会実験的な実証を行うもの

※実証でも規制の特例が必要な場合についての制度改革の在り方についても併せて検討

（実証の対象）

- 新しい技術やビジネスモデルの社会実験的な実証

（実証の基本的なスキーム）

- 民間事業者から提案されたプロジェクトにつき、関係する行政機関が以下の観点を踏まえ、対象となる法令が規制の適用対象とならない、実施可能な実証活動として認定
 - ✓ 実証の趣旨（社会実験であること）・意義、期間限定、参加者限定
 - ✓ 対象となる法令、リスクの内容、リスク管理の具体的内容 等
- 認定した行政機関が実証を監視・フォロー、実証終了後は収集したデータを活用し、全国一律の規制改革に向け検討

（サンドボックスを実施する体制）

- 「規制のサンドボックス制度」の適切かつ円滑な運用を確保する観点から、分野・省庁横断的な推進体制を検討
- 客観性、透明性を確保する観点から、プロジェクトの認定にあたっては専門的客観的な評価を行う仕組みを検討

（新技術・新アイデア取込みのための仕組み）

- 様々な場所から新技術・新アイデアを募集し、サンドボックスの活用やその後の支援に繋げる体制を構築 5

(参考) 規制の「サンドボックス」の5原則

- Society 5.0の構築に向け、諸外国の事例を参考にしつつ、一定の要件の下で、試行錯誤によるビジネスモデルの発展を促す「日本版レギュラトリー・サンドボックス」について、以下の5原則に基づき、必要な法制上の措置を講じることを提言する。

I 実証優先主義

既存の規制にどう適合し得るかを審査するアプローチではなく、「まずやってみる」(Try First)を旨とした制度とすること。

II リスクの適切な管理

実証に伴って生じるリスクの管理は、参加者や期間を限定してインフォームドコンセント(実証内容とリスクを説明した上での参加の同意の確認)の下で行うこと等を基本として設計すること。

III 高いレイヤーでの政府一元的な体制

こうした取組を各省庁バラバラに任せるのではなく、関係省庁との間で、効果的な調整権限を發揮でき、イノベーションの社会実装による成長戦略を政府横断的に強力に推進する一元的な体制を構築すること。

IV ハンズオン支援と事後的な検証

実証を前に進めるための柔軟な対応や、実証により得られるデータの確保などハンズオン支援を丁寧に行うとともに、実証の成果をその後のルール整備や政策立案に活かしていくこと。特に、実証が上手くいかなかった場合におけるデータも貴重な資産である旨を踏まえること。

V トップマネジメントの関与

各省庁の担当部門は、規制の執行部門とは異なる部門とし、イノベーションを推進する観点からの推進に責任を有するトップ直轄の部局とすること。